

平成 29 年 第 1 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 29 年第 1 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 29 年 1 月 18 日 (水)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 29 年 1 月 18 日 午前 9 時 30 分				
	閉会	平成 29 年 1 月 18 日 午前 11 時 5 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	橋口 美一	○	18	道山 幸治	○
	2	上野 紀男	欠	19	長岡 耕二	○
	3	中村 正人	○	20	—	—
	4	山下 昭一	○	21	萩迫 修作	○
	5	立山 富士雄	○	22	南 眞太郎	○
	6	隈元 健二	○	23	原田 純一	○
	7	吉松 弘文	○	24	内村 さとみ	○
	8	前迫 重郎	○	25	小園 義行	○
	9	樽野 利秋	○	26	吉野 寅三	○
	10	谷口 泉	○	27	坪山 博志	○
	11	諏訪 光一	○	28	福重 彰史	○
	12	野口 昭浩	○	29	青山 浩二	○
	13	白坂 正治	○			
	14	福岡 裕幸	○			
	15	中之内 瑞穂	○			
	16	西江園 明	○			
	17	大迫 一郎	○			
会議録署名委員	席番 16 番	西江園 明		席番 17 番	大迫 一郎	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡		次長兼農地係長	桑迫	
	主幹兼係長	新村		主任主査	永野	
	主任主査	深迫		主任主査	大野	
委員会日程名	別紙のとおり					

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 買受適格証明願いの承認について 議案第 3 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 6 号 非農地証明願の承認について 議案第 7 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 8 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名につ いて</p>
-----------------------	---

議長	山下	<p>ただいまから、平成 29 年第 1 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 16 番、西江園委員と、席番 17 番、大迫委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、福岡委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	福岡	<p>会長より依頼のありました〇〇さんの件ですが、なかなか決まらず難航しております。一部田において交渉が進んでいるものもあります。交渉を継続していきたいと思っております。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、諏訪委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	諏訪	<p>はい。ご報告を申し上げます。</p> <p>〇〇さん分ですけれども、3 筆につきましては、だいたい話がまとまっておりますが、あと 1 筆について複雑なこともあり、上野委員と対応しておりますので、継続して交渉していきたいと思っております。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、小園委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	小園	<p>はい、会長。12 月の総会で依頼を受けました〇〇さんの分ですけれども、現在、何人かにお願いをしているところでございまして、引き続きあっせんを続けたいと思っております。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、立山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	立山	<p>12 月に依頼のありました〇〇さん分について、あっせんが成立しましたのでご報告いたします。</p>

		<p>4 ページです。譲受者が有明町野上の曲集落にお住まいの〇〇さんです。農地は記載してあるとおり 1,829 m²と 3,126 m²の 2 筆で合計 200 万円というところで成立いたしました。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、樽野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	樽野	<p>あっせんが成立いたしましたので報告いたします。</p> <p>資料は 4 ページの 2 番になります。</p> <p>譲渡者は、有明町原田にお住まいの〇〇さんです。10 アール当たり 55 万円で全体で 246 万円でした。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、南委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	南	<p>あっせん成立の報告を申し上げます。</p> <p>4 ページの 3 番、4 番で、譲受人は畜産を大規模におこなっておられる〇〇さんです。譲渡者と同じ自治会にお住まいでございます。</p> <p>あっせん価格は 10 アール当たり 15 万円ということで成立しました。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>12 月 19 日、志布志市農業再生協議会の臨時総会が、有明地区公民館において開催されました。</p> <p>担い手育成に向けた基本的方向について、協議が行われました。</p> <p>1 月 4 日、志布志市成人式が志布志市文化会館で開催されました。新成人 286 人が出席いたしました。</p> <p>次に、日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>今回は、13 件の申請でございます。</p> <p>まず、6 ページ、番号 1 番を審議いたします。</p> <p>隈元委員説明をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました、議案第 1 号、番号 1 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇番地〇中井手自治会の〇〇さんです。譲受人は、同じく中井手自治会の〇〇さんです。親子による受贈です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、県道塗</p>

		<p>木大隅線から市道桃木中迫線にはいり、1.5 キロほど行ったところの東側に津曲養豚場がありますがそこから 300 メートル行ったところの道路下の田です。甘藷が作付され、現在耕運されております。もう 1 筆もこの近くにあります。</p> <p>本人宅からは、車で約 5 分のところがございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦で生産牛 40 頭、飼料 9 ヘクタール、甘藷 7 ヘクタールを栽培しており、申請地には飼料を作付けする予定とのことです。</p> <p>農機具は、トラクター 4 台、タイヤショベル 1 台、甘藷ハーベスタなど必要な機器は全て保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 2 番を審議いたします。</p> <p>中村委員説明をお願いいたします。</p>
委員	中村	<p>会長より依頼のありました、番号 2 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇番地〇上中村自治会の〇〇さんで、譲受人は、同じく〇〇さんで、親子による受贈でございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、県道柿ノ木志布志線を尾野見から志布志に向かって遠迫商店のところから右折したところにあります。</p> <p>本人宅からは、歩いて約 3 分のところがございます。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で甘藷、水稻を主に栽培しており、申請地には甘藷を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター 2 台、掘取機などを保有されています。</p>

		<p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われますのでご審議方よろしくお願ひしませぬ。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございましませぬ。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようございますので、お諮りしませぬ。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>次に、番号3番を審議いたしませぬ。</p> <p>同じく、中村委員説明をお願ひいたしませぬ。</p>
委員	中村	<p>会長より依頼のありましませぬ、番号3番を報告いたしませぬ。</p> <p>譲渡人は、先ほどと同じく尾野見〇番地〇の〇〇さんで、譲受人は、〇〇さんで先ほどの番号2番で報告しましませぬ〇〇さんと兄弟ございます。親子による受贈でせぬ。</p> <p>申請地は議案書に記載されておるとおると。申請地の場所は、遠迫商店を東へ50メートル行って北西に50メートル進み、西に100メートル行った所にありませぬ。現在、キャベツが作付してありましませぬ。もう一筆の島巡は遠迫商店より尾野見の方へ向かって300メートルのところを南へ約1キロ進んで東へ50メートル降りたところの水田でございまして耕運してありましませぬ。</p> <p>本人宅からは、車で両方とも3分から5分のところにありませぬ。</p> <p>〇〇さんは、兼業農家で甘藷と米を主に栽培しておると、申請地にも甘藷と米を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、兄弟で共同利用するとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われますのでご審議方よろしくお願ひしませぬ。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございましませぬ。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、7ページ、番号4番を審議いたします。 大迫委員説明をお願いいたします。
委員	大迫	会長より依頼のありました、番号4番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇番地〇にお住まいの〇〇さん 85歳です。譲受人は、志布志市松山町新橋〇番地〇にお住まいの〇〇さん 34歳です。孫と祖父の関係になります。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、尾野見小学校から志布志方面に 500メートルくらい行くと遠迫商店がございます。それを約 100メートル東へ行った左手になります。 本人宅からは、車で 20分くらいです。 〇〇さんは、新規就農者で今年から祖父の畑を借りて甘藷を栽培することでした。 農機具は、祖父のトラクター、いも掘取機等を借りて行うとのことでした。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号5番を審議いたします。 谷口委員説明をお願いいたします。
委員	谷口	会長より依頼のありました、番号5番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市松山町新橋〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受

		<p>人は、志布志市松山町新橋〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございます。申請地の場所は、松山支所前の県道塗木大隅線を志布志方向へ 800 メートルくらい行った所に川路自治会に行く市道がありますが、そこを北へ 2 キロ行きますと川辺商店がありますが、そこから南へ 100 メートルの所でございます。</p> <p>本人宅からは、50 メートルの所にあります。</p> <p>〇〇さんは、甘藷、水稻を栽培されておりますが、申請地には甘藷を付けするとのことでした。</p> <p>農機具につきましては、トラクター3 台、耕運機 1 台、ハーベスタ 1 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 6 番を審議いたします。</p> <p>小園委員説明をお願いいたします。</p>
委員	小園	<p>会長から依頼のありました、番号 6 番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、愛知県豊田市白山町七曲〇番地〇にお住まいの〇〇さんと、滋賀県大津市里〇丁目〇番〇号の〇〇さん、大阪府高石市取石〇丁目〇番〇号の〇〇さんの 3 人です。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございます。場所ですが、志布志町と松山町境に柳橋があります。その柳橋を志布志方面に約 300 メートル進みまして、坂を登りきったところを左に約 300 メートルほど進んだ左手の畑でございました。現在耕運がされております。本人宅の隣にある</p>

		畑でございました。
		〇〇さんは、白菜、大根、牛の飼料を作付けされておられまして、申請地にも白菜、大根等を作付けするとのことでございます。
		トラクターを保有されておられました。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。ご審議よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めまます。
		次に、8 ページ、番号7 番を審議いたします。
		前迫委員説明をお願いいたします。
委員	前迫	3 条許可申請番号7 番について報告をいたします。
		譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇番地〇の〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町田之浦〇番地の〇〇さんです。
		申請地につきましては、議案書の中で示してございますので省略いたします。この申請地につきましては、県道110号線沿いに東谷の圃場整備された田の団地がございます。その田の北の外れ、山下になる場所でございます。
		本人宅からは、歩いて5分くらいです。この受人につきましては、普通水稲あるいは原木椎茸の栽培をされておられる方でございます。この申請地につきましても水稲を作付けするとのことでした。
		農器具等及び耕作に使用するトラクター等の機械類は全部揃っております。
		以上の点から、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また何ら周囲への支障はないということで、ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。

会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号8番を審議いたします。 中之内委員説明をお願いいたします。
委員	中之内	それでは、会長より依頼のありました、番号8番を報告いたします。 譲渡人は、鹿児島市西佐多町〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。いとこ同士の移転となります。 申請地は議案書に記載されているとおりでございますが、2筆ありますけれども、中野公民館より西へ約500メートルのところ、中野川路線の左右にあります。 本人宅からは、約200メートルのところでございます。 〇〇さんは、夫婦2人でいちごを栽培されておりますが、申請地には甘藷を作付けするとのことでした。 農機具は、トラクター、耕運機、軽トラック等を保有されております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。
議長	山下	ご審議方よろしくお願ひします。 はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号9番を審議いたします。 諏訪委員説明をお願いいたします。
委員	諏訪	はい。それでは、番号9番を報告いたします。 譲渡人は、神戸市東灘区魚崎西町〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さん

		<p>でございます。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇番地の〇〇有限会社代表取締役〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございますので、省略をさせていただきます。場所は、下方眼自治会内にあります。</p> <p>本人宅からは、車で約10分のところでございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者でもあり、お茶を大規模に栽培されており、30名程度の常時雇用者がおられます。申請地にもお茶を作付けするとのことでした。</p> <p>お茶栽培に係る管理用のトラクターや適裁機等、機械類は全て揃っております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願いいたします。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、9ページ、番号10番を審議いたします。</p> <p>原田委員説明をお願いいたします。</p>
委員	原田	<p>会長より依頼のありました、番号10について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町原田〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町原田〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、場所は、原田小学校より西へ100メートル下りまますと田原橋がありますが、そこから北へ100メートル行った右側の田でございます。</p> <p>本人宅からは、車で約5分のところにございました。</p> <p>〇〇さんは、主に甘藷を栽培されており、牛4頭も飼育されておりました。申請地は、現在、飼料が作付けされておりました。</p> <p>農機具は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台を保有されて</p>

		<p>おりました。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。以上、報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号11番を審議いたします。</p> <p>同じく、原田委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	原田	<p>会長より依頼のありました、議案第1号、番号11番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、宮崎県都城市蕨原町○番地○にお住まいの○○さんでございます。譲受人は、志布志市有明町原田○番地○前村集落にお住まいの○○さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございます。この場所ですが、伊崎田の葛公民館より、西へ150メートル、北へ50メートルの所にあります。○○さんの父の隣の畑でございます。</p> <p>実家からは3分、本人宅からは、車で約30分のところがございます。</p> <p>○○さんは、父と茶工場を經營されていらっしゃいます。</p> <p>農機具は、お茶に関する適裁機、防除機等の機械を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>

会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 12 番を審議いたします。 立山委員説明をお願いいたします。
委員	立山	会長より依頼のありました、番号 12 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志市有明町山重〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、伊崎田の高下谷公園前の道路を市役所方向に 500 メートル行き、左折した所にあります。 本人宅からは、車で約 10 分のところがございます。 〇〇さんは、郵便局を退職後、夫婦で甘藷と水稻を栽培されております。申請地にも水稻を作付けする予定とのことでした。 農機具は、トラクター 1 台、耕運機等を保有されています。収穫等は農業公社へ委託するとのことでした。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、10 ページ、番号 13 番を審議いたします。 同じく、立山委員説明をお願いいたします。
委員	立山	会長より依頼のありました、番号 13 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市有明町野神〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町野神〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、山重小学校前の 269 号線を北へ 100 メートル行き、下平野公民館がありますが、

		<p>そこを 200 メートル行った所にあります。</p> <p>本人宅からは、車で約 6 分のところにございます。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で肉用牛 20 頭、稲作約 1 ha の複合経営をされております。申請地には飼料を作付けする予定とのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター 4 台、飼料収穫機一式、田植機、コンバイン等を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に日程第 5、議案第 2 号、買受適格証明願の承認についてを議題といたします。</p> <p>12 ページ、番号 1 番を審議いたします。</p> <p>調査を依頼された 吉松委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	吉松	<p>議案第 2 号、番号 1 番について報告いたします。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町安楽〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、平成 29 年 2 月に行なわれる市有財産売却にかかるものです。</p> <p>場所は、志布志自動車学校の坂を登りきった左側に迫田興業、さくらやまクリニックがあります。その真向かいを北に有明町志陽集落に向かう市道飯山志陽 1 号線をペット葬祭、メモリアルガーデン志布志の前を通り、約 300 メートル行きますと、東九州自動車道の志布志大崎間道路工事があり、今は、その工事現場事務所になっているレモンガス鹿児島有明工場跡地のすぐ近くにあります。</p>

		<p>これまで長年にわたり、耕作放棄されていたため、大分荒れた状態です。本人宅からは、約10分で行ける距離にあります。</p> <p>申請人は、肉用牛、稲作での認定農家で、稲作は居住地近くの安楽一丁田と野井倉の水田を中心に約7ha余りを耕作し、肉用牛は実家のある志布志町帖柳井谷で親牛約50頭、子牛約40頭を飼育しており、大型トラクターをはじめ必要な農機具はほとんど取り揃えており、労力は実家に母親と、他に従業員1名を常時雇用しています。</p> <p>申請地は水田地域であるため、取得後は水稻を作付けしたいとのことです。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため買受適格者であると思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。報告を終わります。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、買受適格証明書を発行することに、異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号2番を審議いたします。
		調査を依頼された南委員の説明をお願いいたします。
委員	南	議案第2号、番号2番について報告いたします。
		申請人は、志布志市有明町野井倉〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。
		申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、今、吉松委員から報告があった場所でございます。
		〇〇さんは、認定農業者でございます。畜産農家で生産牛40頭飼育されております。取得された場合は、飼料作物を作付けしたいとのことでした。
		農機具はトラクター4台、トラック等を保有されております。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため買受適格者であると思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようございますので、買受適格証明書を発行することに、異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第5、議案第2号、買受適格証明願の承認については、買受適格証明書を発行することに決定をいたしました。 ここで、お諮りいたします。 買い受け適格者が決定され、農地法第3条の許可申請があったときには、会長権限により農地法第3条の許可証を発行することに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしということでございますので、そのように取り扱いさせて、いただきます。 次に、日程第6、議案第3号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。 14ページ、番号1番を審議いたします。 現地を調査された、谷口委員の報告をお願いいたします。
委員	谷口	議案第3号、番号1番についてご報告いたします。 調査日は1月6日、調査委員は小園委員、橋口委員と私と松山支所の和田さんが同席されました。 申請人は、志布志市松山町尾野見〇番地の〇〇さんです。 立会人は、〇〇さん夫婦でした。別紙資料は4頁～6頁になります。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。 場所は、尾野見小学校より県道を志布志方向へ500メートル行きますと遠迫商店がありますが、そこから東へ100メートルの所でございます。 変更後の用途は農家住宅です。 周囲の状況は、北側は原野、東側は山林、南側は畑、西側も畑です。排水につきましては、北側の市道の側溝へ流すということで問題はないと思われまます。 申請地の農地区分は農用地区域内農地であり第1種農地に該当します。

		<p>第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われ ます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ない との意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見 ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域 からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第3号、農業振興地域整備計画変更協議に係る 意見については、計画変更を 認めるよう、市長に提出することに決定を いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請につ いてを議題といたします。</p> <p>16 ページ、番号1番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された小園委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第4号の番号1番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は1月6日、調査委員は谷口委員、橋口委員と私でございます。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町帖○番地○にお住まいの○○さんでござい ます。立会人は、本人の○○さんでございました。</p> <p>別紙説明資料は7頁から9頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでござい ます。</p> <p>場所ですが、志布志町の平和自治会に伸紘ゴルフ練習場があります。松 山方面から見まして伸紘ゴルフの手前を左に下りたところの土地でござい ました。</p> <p>転用目的は農業倉庫兼作業場ということでございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は山林、南側は雑種地、西側は畑でござ</p>
委員	小園	

		<p>います。排水につきましては、北側にある側溝に流すということでありま す。</p> <p>今、そこにありますように調査の時には建築が進んでおりまして、まず いですよということで本人には口頭で注意をしたところでした。始末書もで ておりまして、大変申し訳ないということでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当しま すが、農地転用ができる場合の農業用施設に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意 見の一致をみたところでした。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ いませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること にご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請に ついては、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請につ いてを議題といたします。</p> <p>最初に、18ページ、番号1番を審議いたします。</p> <p>番号1番は、先ほどの、議案第3号、農業振興地域整備計画変更協議に 係る意見についての、番号1番で審議いたしましたところの、5条申請で ございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること にご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号2番を審議いたします。</p>

<p>委員 橋口</p>	<p>現地を調査された橋口委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第5号、番号2番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は1月6日、調査委員は谷口委員、小園委員と私です。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇番〇号の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は10頁から12頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、中央クリニックから南へ約100メートルのところですか。</p> <p>転用目的は建売住宅6棟ということです。それと通路です。</p> <p>周囲の状況は、北側は田、東側は田、南側は宅地、西側も宅地です。排水は西側の側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね500m以内にあるため、第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号3番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された橋口委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 橋口</p>	<p>議案第5号、番号3番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は、同じく1月6日、調査委員は谷口委員、小園委員と私です。</p> <p>譲渡人は、鹿児島市中山町〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p>

		<p>別紙説明資料は 13 頁から 15 頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>転用目的は自動車置場です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は公衆用道路、南側は山林、西側は畑です。排水は、南側の側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、19 ページ、番号 4 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された坪山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	坪山	<p>議案第 5 号、番号 4 番について報告いたします。</p> <p>調査日は 1 月 6 日でした。調査委員は立山委員、南委員と私、事務局から 1 人でした。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇番地〇〇号室にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は 16 頁から 18 頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、蓬原小学校下の県道を旧有明高校方向へ約 300 メートル行きますと市道宇都鼻一丁田線の交差点がありますがそこを西の田尾橋方面へ</p>

		<p>100メートル行ったところの右側にあります。</p> <p>転用目的は一般住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は畑、南側は畑、西側も畑です。排水は、市道の側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。代替え地も検討したけど他に適地が見つからなかったため、当申請地となったとのことでした。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第8、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9、議案第6号、非農地証明願の承認についてを議題いたします。</p> <p>まず、21ページ、番号1番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、小園委員説明をお願いいたします。</p> <p>議案第6号の番号1番について報告いたします。</p> <p>別紙資料は19ページから21ページです。</p> <p>調査日は1月6日、調査委員は谷口委員、橋口委員と私でございます。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町内之倉〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。現況は竹が生えて山林化しておりました。</p> <p>この場所ですが、志布志町の県道志布志福山線沿いにアメリカ館という喫</p>
委員	小園	

		<p>茶店があります。その手前を右に入ったところでした。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は畑、東側は原野、南側は山林、西側は原野です。</p> <p>本人からいろいろ聞いたところでしたが、約21年前に取得して、当時は他人の畑を通過して行き来していたということですが、現在まで耕作することもなくて放置していたために竹林となってしまったということですので、大半が竹と木が茂っていました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみたところでございます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号2番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、南委員説明をお願いいたします。</p>
委員	南	<p>議案第6号、番号2番について報告いたします。</p> <p>調査日は1月6日、調査委員は立山委員、坪山委員と私、事務局職員も同行いたしました。</p> <p>申請人は、鹿児島市紫原〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所については、別紙の資料は23ページにありますが、曾於郡医師会立ありあけ苑の前にあたります。この地区につきましては、昨年の実態調査で一体として、田に復元するのは不可能であるという報告をしたところでもありました。</p> <p>立会人は本人さんでございまして、議案書にもありますように昭和58年以降、作付けされておられません。現在は原野化しております。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は原野、東側は原野、南側は水路、西側は原野</p>

		<p>です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
委員	吉野	<p>はい。事務局に聞きます。非農地の関係ですが土地改良区の区域内の農地もあり、賦課金等の関係で苦慮している土地があるのですが、そこらへんはどう考えていますか。</p>
局長	福岡	<p>賦課金等の支払いが完了しないまま非農地になっている土地があった場合の対応について、相談があったところでした。</p> <p>非農地証明の様式に賦課金等についての文面を入れる等、検討してまいりたいと思います。</p>
議長	山下	<p>それでは、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第9、議案第6号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10、議案第7号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
主任主査	深迫	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第7号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、23ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく 行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。</p> <p>始めに、番号1の願出人は、志布志市 志布志町 内之倉 ○番地 ○○さんです。</p> <p>土地は、志布志町内之倉字上原780番6 畑 1,747㎡でございます。</p> <p>申請地は、市道樽野・大越線を、樽野橋より南へ300m進んだところより、東へ600mの所でございます。現在、山林化しております。</p>

		<p>続いて、番号2の願出人は、志布志市有明町伊崎田〇番地〇 〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町伊崎田字鹿藤7316番 畑 424㎡でございます。</p> <p>申請地は、伊崎田中野公民館より、北西へ400m進んだ所でございます。</p> <p>現在、宅地化しております。</p> <p>最後に、番号3の願出人は、曾於郡大崎町菱田〇番地〇 〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町蓬原字前畑3228番2 畑 934㎡でございます。</p> <p>申請地は、蓬原中野公民館より、南東へ400m進んだ所でございます。</p> <p>現在、山林化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号1を前迫委員、西江園委員、福重委員。番号2と3を野口委員、萩迫委員、青山委員で、ご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。 ご審議方、よろしく願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第10、議案第7号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第11、議案第8号、農用地利用集積計画決定についてを、議題といたします。</p> <p>農用地利用集積計画の、利用権の設定、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p>
主幹兼係長	新村	<p>議案第8号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、24頁から51頁となっております。</p> <p>まずは、議案書25頁の利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成29年1月31日で、始期は平成29年2月1日となります。</p> <p>なお、中間管理機構が関与する分は、3月1日となります。</p>

		<p>設定期間は、3年から10年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が1万5,642㎡、畑が21万5,828㎡、樹園地が5万1,445㎡で、合計しますと28万2,915㎡です。うち更新分は3万6,309㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が57名で、利用権の設定を受けようとする者の数が18名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。</p> <p>詳細につきましては、26頁から49頁の明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書50頁の総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は平成29年1月31日で、始期が平成29年2月1日です。設定期間は、9年1ヶ月です。</p> <p>利用権の設定面積は、畑の2,035㎡です。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は2名であります。詳細につきましては、51頁の明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第8号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>最初に26ページ、番号1番から、30ページ、番号15番までを審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
議長	山下	
会場	委員	(なし)
		ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に31ページ、番号16番から、32ページ、番号17番までを審議いた

		<p>します。</p> <p>番号 16 番から番号 17 番までと、次に審議いたします番号 18 番までは、吉野委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、吉野委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>それでは、 31 ページ 番号 16 番と、32 ページ、番号 17 番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に 32 ページ、番号 18 番を審議いたします。番号 18 番は 33 ページまで続きます。</p> <p>番号 18 番は、吉野委員と坪山委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、坪山委員には、ここで、退席をお願い いたします。</p>
		(吉野委員退席中、坪山委員 退席)
議長	山下	<p>それでは、番号 18 番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで吉野委員、坪山委員の入室を許可します。</p> <p>(吉野委員、坪山委員 入室)</p> <p>次に 33 ページ、番号 19 番から、46 ページ、番号 54 番までを審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p>

		次に 47 ページ、番号 55 番と、48 ページ、番号 56 番を審議いたします。 番号 55 番と番号 56 番は、白坂委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、白坂委員には、ここで、退席をお願い いたします。
		(白坂委員 退席)
議長	山下	それでは、47 ページ 番号 55 番と、48 ページ 番号 56 番につきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで白坂委員の入室を許可します。
		(白坂委員 入室)
議長	山下	次に、48 ページ、番号 57 番から、49 ページ、番号 59 番までと、25 ページの総括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。 51 ページ、番号 1 番から、番号 2 番までと、50 ページの総括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって日程第 11、議案第 8 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。

<p>次長兼係長 桑迫</p>	<p>次に、日程第 12、議案第 9 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明いたします。</p> <p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第 9 号の農業経営基盤 強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は53ページとなっています。</p> <p>番号 1 番の申出者〇〇さんは、松山町新橋にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、松山町新橋字東原3908番 田 703㎡です。</p> <p>土地の場所は、市道飯野・松山線の道の駅松山から都城方向へ2.5キロメートルほど進んだところから左へ市道豊留・宮田上線に入り、1キロほど進みますと豊留消防車庫が有ります。その50メートルほど手前から南へ700メートルほど行ったところにあります。</p> <p>田は、現在何も耕作されていませんが、耕運がしてあります。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、谷口委員と大迫委員でご提案いたします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 12、議案第 9 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>